

【表紙】

【提出書類】	訂正発行登録書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2018年8月28日
【会社名】	株式会社 商船三井
【英訳名】	Mitsui O.S.K. Lines, Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長執行役員 池田 潤一郎
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京(03)3587局7034番(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 梅村 尚
【最寄りの連絡場所】	東京都港区虎ノ門二丁目1番1号
【電話番号】	東京(03)3587局7034番(代表)
【事務連絡者氏名】	財務部長 梅村 尚
【発行登録の対象とした募集有価証券の種類】	社債
【発行登録書の提出日】	2017年3月22日
【発行登録書の効力発生日】	2017年3月30日
【発行登録書の有効期限】	2019年3月29日
【発行登録番号】	29 - 関東 1
【発行予定額又は発行残高の上限】	発行予定額 100,000百万円
【発行可能額】	100,000百万円 (100,000百万円) (注)発行可能額は券面総額又は振替社債の総額の合計額 (下段( )書きは、発行価額の総額の合計額)に基づき算出した。 なお、2018年8月30日を払込期日として株式会社商船三井第20回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(券面総額又は振替社債の総額5,000百万円(発行価額の総額5,000百万円))を、2018年9月10日を払込期日として株式会社商船三井第21回無担保社債(社債間限定同順位特約付)(券面総額又は振替社債の総額5,000百万円(発行価額の総額5,000百万円))をそれぞれ発行すべく、2018年8月24日に発行登録追補書類(発行登録追補書類番号29 - 関東 1 - 1)及び発行登録追補書類(発行登録追補書類番号29 - 関東 1 - 2)を関東財務局長に提出したが、本訂正発行登録書提出日(2018年8月28日)現在、当該社債の払込みが完了していないため、上記発行可能額の算出には加算していない。
【効力停止期間】	該当事項なし
【提出理由】	金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号の規定に基づく臨時報告書の訂正報告書を2018年8月28日に関東財務局長へ提出した。臨時報告書の訂正報告書の提出により当該書類を2017年3月22日付で提出した発行登録書の参照書類とする。

【縦覧に供する場所】

株式会社 商船三井 名古屋支店  
（名古屋市中村区名駅南一丁目24番30号）  
株式会社 商船三井 関西支店  
（大阪市北区中之島三丁目3番23号）  
株式会社東京証券取引所  
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

**【訂正内容】**

提出理由に記載の通り。